

主な取り組み

1. 取り組みの概要

基本理念	基本方針	施策	主な取り組み内容	
			継続して行うもの	追加・加速して行うもの
循環	1 汚水処理の推進	(1) 汚水処理の推進	・生活排水処理率の向上 など	
	2 水環境の保全	(1) 公共用水域の水質保全	・水質検査の実施 ・特定事業場等の監視・指導 など	
	3 保有資源の新たな活用	(1) 下水道が持つエネルギー等の有効活用	・下水熱、下水道汚泥の有効活用など	
強靱	4 災害対策の強化	(1) 災害対策の強化	・長時間停電への対策 ・下水道 BCP（業務継続計画）による危機管理能力の向上 など	[1] 国指針に基づく施設の耐震強化
持続	5 投資の合理化	(1) 整備手法の分類	・予防保全と対症保全の導入 など	
		(2) 更新周期の最適化	・目標耐用年数の設定による更新周期の延伸 など	
		(3) 施設規模の適正化	・処理水量の減少に合わせた施設規模の縮小化 など	
		(4) 新技術・新工法の導入	・経済性、耐久性に優れた機材や技術の採用 など	
持続	6 経営基盤の強化	(1) 組織・人材・定員の管理	・組織の見直し など	
		(2) 民間の資金・ノウハウの活用	・施設管理の民間委託 など	[2] 包括的民間委託導入の検討
		(3) 有収率・収納率の向上	・有収率・収納率の向上 など	
	(4) 施設の統廃合		[3] 処理区再編による施設の統廃合等	
	(5) 財務管理・資金調達に関する取り組み	・適切な資産・資金管理と運用 ・補助金等の財源確保 など	[4] 経営指標の追加	
	(6) 情報通信技術の活用	・施設の遠方監視 など	[5] 集中監視体制構築の検討	
	(7) 経営情報等の周知・広報	・市の広報やホームページの活用など		

## 2. 追加・加速して行うもの

### (1) 国指針に基づく施設の耐震強化

国の指針である「下水道施設の耐震対策指針と解説（日本下水道協会）」及び「農業集落排水施設設計指針（農水省）」に基づき、施設の耐震強化を図る。

#### 全体計画

施設数		新耐震基準施設数	旧耐震基準施設数		新耐震基準への改修スケジュール			
			うち廃止施設数	実施施設数	短期（～R6）	中期（～R16）	長期（～R24）	
公共	1	0	1	-	1	宮川水処理棟	宮川汚泥棟	
特環	10	7	3	2	1		(*)	平湯
農集	39	32	7	6	1		(*)	大原
計	50	39	11	8	3			

計画期間	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
公共	●—————● 宮川水処理棟					●—————● 宮川汚泥棟（～R14）				

(\*)設備の更新時期に合わせて段階的に耐震化を図る。

実施時期は、施設の重要度と老朽化更新時期を基準に設定している。

#### 地震動の強度と耐震性能目標レベル

基準	旧耐震 (建築)～S56 (土木)～H9	新耐震 (建築)S56～ (土木)H9～
耐震性能目標レベル	中規模地震(震度5程度)に対し有すべき耐震性能	大規模地震(震度6～7程度)に対し有すべき耐震性能
処理場・ポンプ場	大地震による部分的被害は免れないが、震害時においても最小限として排水機能を確保する耐震性能	構造物が損傷を受けたり塑性変形が残留しても比較的早期に機能回復を可能とする耐震性能

事業費は、計画期間内で2億5千万円、全体計画（令和24年度まで）で、大規模改修費を含めて8億8千万円を見込んでいる。

### (2) 包括的民間委託導入の検討

処理場やマンホールポンプ場の維持管理業務の包括的民間委託の導入について検討する。

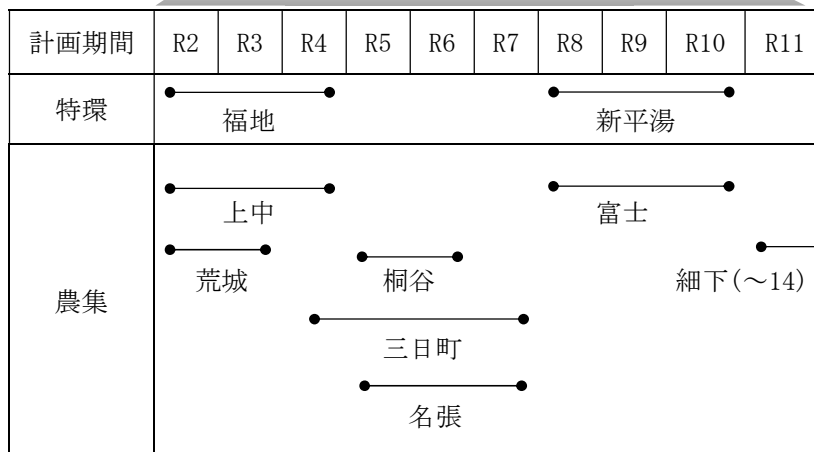
委託の範囲や時期については、施設の統廃合等の進捗と整合を図る。

### (3) 処理区再編による施設の統廃合等

処理区域が隣接する 17 施設を統合し、施設数を 50 から 33 に削減する。

#### 全体計画

事業\実施時期	短期(～R6)	中期(～R16)	長期(～R27)	合計
公共下水道	—	—	—	—
特定環境保全 公共下水道	1 福地	1 新平湯	—	2
農業集落排水	3 上中・荒城・桐谷	4 三日町・名張・富士・細下	5 丹生川中央・桐山・大萱・坊方・北平	12
簡易排水	—	—	—	—
小規模集合排水	—	—	3 大萱団地・東さくら台・西門前	3
個別排水	—	—	—	—
合計	4	5	8	17



実施時期は、施設の重要度と老朽化更新時期を基準に設定している。

事業費は、計画期間内で 12 億 2 千万円、全体計画（令和 27 年度まで）で 27 億円を見込み、17 施設を存続させ、改築更新を行う場合と比べた削減額は、計画期間内で 9 千万円、全体計画で 70 億円を見込んでいる。

事業実施中においても、農業集落排水、簡易排水及び小規模集合排水の処理区域においては、将来的な需要の変化を見ながら、集合処理から個別浄化槽（個人管理）への転換についても検討する。

#### (4) 経営指標の追加

経営の健全性や効率性を検証するため経営指標を追加する。(水道事業会計と同様の経営指標)

指標		特別会計で 用いたもの	企業会計で 用いるもの
使用料単価	有収水量 1m <sup>3</sup> あたりの使用料収入	○	○
汚水処理原価	有収水量 1m <sup>3</sup> あたりの汚水処理費	○	○
経費回収率	汚水処理に要した費用に対する使用料の割合を表す	○	○
総収支比率	総収益と総収入の対比を表したもので、全体的な損益のバランスを示す		○
営業収支比率	営業費用が営業収益で賄われている割合を示す		○
固定資産構成比率	資産に占める固定資産の割合を示す		○
流動資産構成比率	資産に占める流動資産の割合を示す		○
流動比率	短期債務(流動負債)に対する支払い能力を表す		○
固定比率	自己資本が固定資産に投資されている割合を示す		○
固定資産対長期資本比率	固定資産のうち自己資本と長期借入金で調達されている割合(財務的安全性)を示す		○
固定負債構成比率	他人資本(借入資本金+固定負債)依存度を示す		○
自己資本構成比率	総資本に占める自己資本の割合(経営的安全性)を示す		○

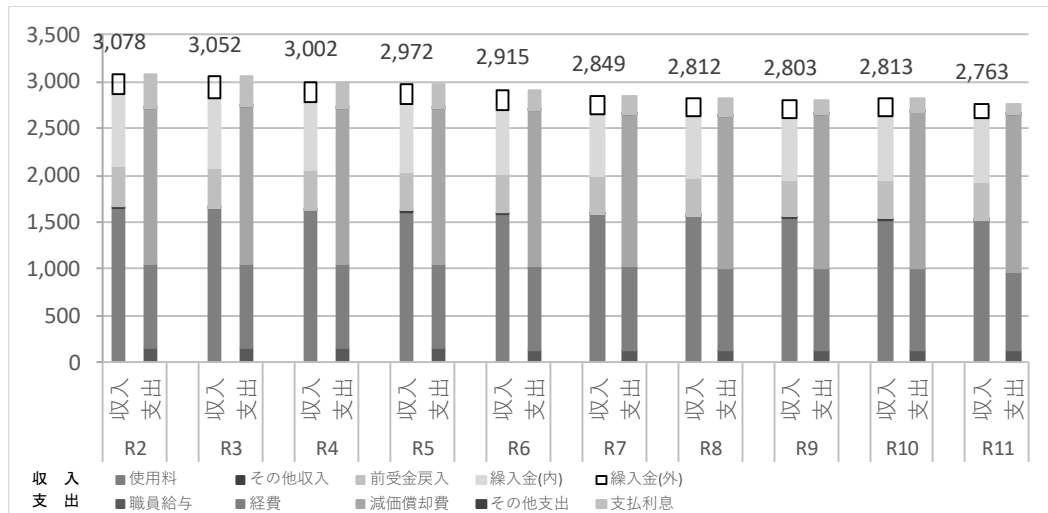
#### (5) 集中監視体制構築の検討

広範囲に点在する処理場・ポンプ場やマンホールポンプの監視機能を強化し、維持管理の省力化や効率性を高めるため、集中監視体制の構築を検討する。

財政計画

1. 収益的収支

収益的収支の予算規模（支出ベース）は、支払利息の減少等により、計画期間中に約3億2千万円減少する見込みである。



(1) 収益的収入

費 目	令和2年度	令和11年度	計画期間中の増減
下水道使用料	1,655百万円	1,514百万円	△141百万円
一般会計繰入金(基準内)	770百万円	683百万円	△87百万円
長期前受金戻入	426百万円	397百万円	△29百万円
その他収入	10百万円	10百万円	—
計	2,861百万円	2,604百万円	△257百万円

- ・下水道使用料は、第八次総合計画見直し後の人口推計による減少率に比例し減少するものとして見込む。
- ・一般会計繰入金は、繰出基準に基づく基準内繰入金を見込む。
- ・長期前受金戻入は、減価償却費の財源とするため補助金相当額を見込む（現金を伴わない収入）。
- ・その他収入は、雨水処理負担金、施設使用料等を見込む。

## (2) 収益的支出

費 目	令和2年度	令和11年度	計画期間中の増減
職員給与費	152百万円	135百万円	△17百万円
経費	900百万円	841百万円	△59百万円
減価償却費	1,668百万円	1,667百万円	△1百万円
支払利息	354百万円	116百万円	△238百万円
その他支出	4百万円	4百万円	—
計	3,078百万円	2,763百万円	△315百万円

- ・職員給与費は、事業規模に応じた職員体制に要する額を見込む。
- ・経費は、計画期間中にも施設の統廃合を実施する予定であることから、統合により廃止される施設の維持管理経費と、新たに建設する連絡管路等で増加する維持管理経費の差額分が減少するものと見込む。
- ・減価償却費は、H29～H30年度の固定資産評価調査事業で把握したこれまでの資産と、今後の投資により取得する資産の当該年度の減価償却費を見込む。
- ・支払利息は、当該年度の企業債利息を見込む。
- ・その他支出は、水洗化融資あっせん預託金等を見込む。

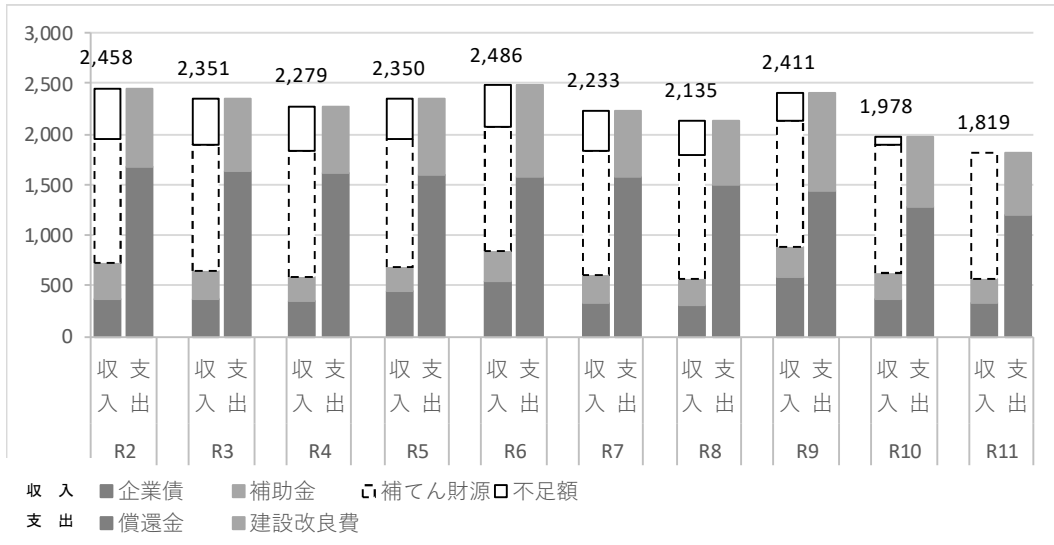
## (3) 収支差引

費 目	令和2年度	令和11年度	計画期間中の増減
収益的収入計	2,861百万円	2,604百万円	△257百万円
収益的支出計	3,078百万円	2,763百万円	△315百万円
財源不足額	217百万円	159百万円	△58百万円

施設の統廃合や職員給与費の削減等で経費の削減を行うが、令和11年度において約1億6千万円の財源不足となる見込みである。(※令和12年度以降も同程度の財源不足が継続する見込みである。)

## 2. 資本的収支

資本的収支の予算規模(支出ベース)は、年度間で建設改良費の増減はあるものの、企業債償還金の減少等により計画期間中に約6億4千万円減少する見込みである。



### (1) 資本的収入

費目	令和2年度	令和11年度	計画期間中の増減
企業債	376百万円	323百万円	△53百万円
国(都道府県)補助金	342百万円	235百万円	△107百万円
計	718百万円	558百万円	△160百万円

- ・企業債は、後年度負担を考慮し、建設事業費に見合った額を見込む。
- ・国補助金は、当該年度の建設改良費に対する補助金額を見込む。

### (2) 資本的支出

費目	令和2年度	令和11年度	計画期間中の増減
建設改良費	791百万円	621百万円	△170百万円
企業債償還金	1,667百万円	1,198百万円	△469百万円
計	2,458百万円	1,819百万円	△639百万円

- ・建設改良費は、処理区域の管きょ整備が平成31年度でおおむね完了することから、計画期間中は宮川終末処理場の耐震化と施設の統廃合を重点的に行うほか、処理場設備やマンホールポンプの長寿命化工事を行う。後年度負担を考慮して投資額を平準化し、事業の実施に要する経費を見込む。
- ・企業債償還金は、償還計画における当該年度の元金償還額を見込む。

### (3) 補てん財源

補てん財源	令和2年度	令和11年度	計画期間中の増減
損益勘定留保資金	1, 242百万円	1, 261百万円	+19百万円

資本的収入額が資本的支出額に不足する額は、損益勘定留保資金で補てんする。

### (4) 収支差引

費目	令和2年度	令和11年度	計画期間中の増減
資本的収入計	718百万円	558百万円	△160百万円
資本的支出計	2, 458百万円	1, 819百万円	△639百万円
支出に対し収入が不足する額	△1, 740百万円	△1, 261百万円	△479百万円
損益勘定留保資金	1, 242百万円	1, 261百万円	+19百万円
財源不足額	498百万円	0	△498百万円

令和2年度では損益勘定留保資金で補てんしても約5億円の財源不足となるが、令和11年度には財源不足が解消できる見込みである。

## 3. 財源不足への対応

### (1) 収益的収支

企業会計移行後において、継続的な財源不足が見込まれるため、赤字決算を回避するには、一般会計からの繰入か、使用料の改定（値上げ）による収益の改善が必要となる。

これまで特別会計では一般会計からの繰入（基準外）により収支の均衡を図ってきたが、今後、行政経営が厳しさを増す中で、一般会計への影響や独立採算制による事業経営の安定化という公営企業化の主旨を鑑み、企業会計移行後の経営状況を検証した上で、できるだけ早期に使用料の改定を検討するものとする。（使用料の改定までの財源不足については一般会計からの繰入金で対応する）

### (2) 資本的収支

令和10年度までは、損益勘定留保資金を充当しても財源不足が見込まれるため、この不足額については、一般会計からの繰入金で対応する。